

平成28年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第7号

平成28年12月22日(木曜日) 午前10時00分 開議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	代表監査委員	瀧ヶ崎洋之君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦
〃	主任	青山哲士

議事日程第7号

日程第1 議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について  
議案第71号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定について

て

- 議案第 7 2 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 6 号 平成 2 8 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 7 8 号 平成 2 8 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 9 号 平成 2 8 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 8 1 号 第 2 次かすみがうら市総合計画基本構想の制定について
- 日程第 2 議案第 8 2 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 請願第 4 号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書
- 請願第 5 号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願
- 請願第 6 号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書
- 請願第 7 号 霞ヶ浦南小学校プールの環境改善を求める請願書
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 7 0 号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について
- 議案第 7 1 号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 7 2 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

- する条例の制定について
- 議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第77号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第78号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の制定について
- 日程第 2 議案第82号 市道路線の認定について
- 日程第 3 議案第55号 平成27年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第56号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第57号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 請願第 4号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書
- 請願第 5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願
- 請願第 6号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書
- 請願第 7号 霞ヶ浦南小学校プールの環境改善を求める請願書
- 日程第 6 委員会発議第2号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）
- 委員会発議第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書（案）
- 委員会発議第4号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書（案）
- 日程第 7 委員会への調査付託の件
- 日程第 8 閉会中の所管事務調査について

---

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、去る12月6日に配付いたしました平成28年第3回定例会会議録の一部に誤りが発見されましたので、正誤表をお手元に配付しておきました。

なお、会議録の原本及び議会ホームページに掲載いたしました会議録データにつきましては、既に訂正しておりますことを申し添えます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴受け付けの際にお渡しをいたしました傍聴証の裏面に記載をされております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

---

## 日程第 1 議案第70号ないし議案第72号、議案第76号ないし議案第79号及び議案第81号

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第70号ないし議案第72号、議案第76号ないし議案第79号及び議案第81号の8件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これより各議案に対する委員長の報告を求めます。

平成28年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成28年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

### ○平成28年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

おはようございます。

平成28年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年12月13日に付託された議案第70号ないし議案第72号、議案第76号ないし議案第79号及び議案第81号について、12月14日に市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第70号は異議があり、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

また、議案第72号、議案第76号ないし議案第79号は異議なく、原案のとおり可決すべきものと、議案第71号及び議案第81号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

### ○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

ただいま議題となっている各議案の審査は、議長を除く全議員をもって構成する特別委員会に付託をいたしましたことから、先例により、委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

○議長（藤井裕一君）

これより議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[ 1 1 番 佐藤文雄君登壇 ]

○11番（佐藤文雄君）

議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

地方自治法、同法第244条では、公の施設を住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設としております。ここで重要なことは、この施設を住民が利用する目的が住民の福祉を増進するためと限定されていることであります。加えて重要なことは、その利用に供するための施設という点であります。つまり住民の自主的な目的と意思によって利用されることが必要であります。これは設置主体である地方自治体が公の施設を市民が積極的に利用できる条件を、機能的にも行政的にもつくっておかなければならないということにも通じるわけであります。したがって、公の施設には、受益者負担の原則はなじまないと私は考えます。公平性についても利用する市民と利用しない市民を対立することも問題であります。有料化や使用料の引き上げは、市民の負担を強め、公の施設の利用を制限する結果となります。

霞ヶ浦地区旧出島村では、公民館を核とした地域コミュニティーを構築して、さまざまな活動を行ってきた歴史があります。一方、千代田地区旧千代田町は、市街地の人口急増で、市街地の住民は、地域コミュニティーよりも公の施設である勤労青少年ホームや働く女性の家が使用料無料であったこともあり、この施設を軸に自主的なさまざまな活動、文化、スポーツ、この市民活動が盛んに行われてきた経過があるのです。

年1回や2回の個人的な集まりであれば使用料の負担はやむを得ないでしょうが、サークル、文化、スポーツ、ボランティア活動等々として継続的に活動するには、使用料の負担は大きく、自主的な活動が難しくなってしまうことは明らかであります。使用料の免除、減免についても、さまざまな制約があり、市民団体の皆さんの理解を得られているとは思いません。利用者、市民は現状で困っているわけではありません。もう一度改めて広く説明会を行い、市民、団体などの皆さんの意見を聴取すべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

この条例は、合併以来10年に及び放置されてきた千代田地区と霞ヶ浦地区の公共施設の利用料の不均衡を是正し、かつ受益者負担の原則を明確にするために利用者に応分の負担を求めるという2つの目的で提起されたものです。しかし、その内容を広報紙や説明会などで公開した後に多くの市民から反対の意見が寄せられ請願も提出されました。それを受け、これまで無料で利用できていたグループに関しては同じ負担で使えるような減免措置を盛り込み、議案として提出に至りました。

当初案では、一部施設では値上げとなるものの市全体としては値上げとなるため、市民活動へのブレーキとなることも考えられましたが、市民からの反対意見を受け、市の推進する施策に合致する活動を行うグループであれば減免あるいは免除するという減免規定が盛り込まれたことにより、市民活動の促進へと転換されたことは評価すべきだと思います。しかしながら、その減免の要件が非常に限定的であります。その要件とは、5人以上の構成員がおり、月に1回以上の活動をしていなければならない、さらに団体の規約または概要書、活動実績書、会計決算書などの書類を提出しなければなりません。

それでは、団体に加盟していない市民はどうなるのでしょうか。年に数回しか行わないグループはどうなるのでしょうか。憲法第21条では集会の自由を保障しています。集会の自由は基本的人権であります。誰もが自由に集い、議論し、発表し、楽しむ権利があります。では、この大切な人権、集会の自由を実際には誰が担保すべきでしょうか。それは市民との接点である地方自治体にほかなりません。市は、市民が自由に集う権利をサポートする大切な役割があるのです。したがって、例えばトレーニングマシンやカラオケ機器など特別な設備は別として、単純に会議室を利用するような活動に関しては、お金がある人もない人も等しく利用できる条件を整える責務があると思います。そういった観点から考えれば、本議案の減免規定は不十分と言わざるを得ません。

利用料金を整備しつつ市民活動を推進するという方向性は間違っておりませんので、市の執行部におかれましては、集会の自由を十分に考慮し、より多くの市民が積極的に利用できるように改めて再提出をしていただきたいと思います。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

反対の討論をさせていただきます。

まず第1番目に、利用者説明会の案内の件です。この点については、昨年開催された案内参加者に対して、さまざまな意見がありましたけれども、その案内者に対して通知が完全にされておりません。また、説明で、議決後に各団体に説明するとしておりますけれども、提案段階で市民に説明し、そして、整理し起案していくことが筋道であるというふうに思います。

また、先ほどもありましたが、減免措置につきましては、これは市が認める団体加盟組織は、これまでの利用者に無条件に減免措置を付与し、各窓口で簡便に、速やかに認可する仕組みにすべきです。そしてまた、この減免措置、市民活動の推進のための特例のほうですが、条例第5条は、4、団体構成は10人以上というふうにしています。ところが参考資料には、団体は原則として5人以上、あるいは、社会教育関係は2人以上としています。なにゆえに社会教育関係は2人で、社会福祉関係が5人なのか。条例は10人以上を明記し、運用は5人あるいは2人なのか。この条例の不備を、あるいは間違いを訂正するのではなくて、条例と異なる運営を何ゆえに説明していくのか。不備な条例を無理やり押し通す方便ともとられかねない内容であります。高齢者社会福祉関係者は、5人を超えるまで会員をふやさないとも言うのでしょうか。理不尽であります。考え方、基準を整理していくべきであり、提案されている条例は、逆に現場を混乱させる内容を持っています。

続きまして、昨年の説明会において、働く女性の家の使用者の声を初め、丁寧に利用者の声を聞けば、おのずと人数制限は入れるべきではなく、市民の活動を積極的に支えることこそ行政にとって求められる内容であるというふうに思います。

次に、利用者は施設の新旧にかかわらず同一の利用料金の設定を求める意見が多く聞かれます。整備基準を定め、整備計画を作成し、全施設において良好な施設として使えるようにすることこそが行政に求められる内容であるだろうというふうに思います。各団体は会費で運営しており、安い施設へ移動しなさいということにもなりかねません。また、料金が1時間単位で設定されています。利用者は2時間あるいは3時間単位で活用していく利用者が多い状況があります。料金設定の利用時間設定は、利用者の意見を行政は丁寧に聞き取り、そして、それを設定していくことが必要だというふうに思います。これも検討課題です。

なお、逆西地区は、市の方針により地区公民館活動が開始され、推進組織が立ち上がっています。にもかかわらず地区に公民館はありません。公民館委員会はその都度、場所を探し、やまゆり館で施設があいているにもかかわらず、公民館活動は働く女性の家を使うようにとの対応も聞いています。まず、働く女性の家を、暫定的であれ下稲吉中学校地区公民館施設に設定していく、そういうことが行政には求められているのではないのでしょうか。やるべきことを整理していく必要があります。

次に、市内外の料金を統一するということについては、市民の方々の意見を取り入れ、そして訂正をされているということについては、これは評価される内容があるというふうに思います。ただし、さらに進んで、隣接する市の共用の具体的な策を検討していく内容があるというふうに思います。

そして、最後になりますが、5年間をもって改定するというふうにしています。これは、述べてきましたように、課題が山積みしている条例の導入に当たっては、少なくとも年度ごとに検証を加え、そして、良好なよりよい方向に向かって検証を加えていくことこそが必要なのではないのでしょうか。

今、かすみがうら市は、少子高齢化の中で公共施設の再編成の時期を迎えています。公共施設の効果的活用と維持管理計画に関する調査研究報告の第5章、かすみがうら市における公共施設のマネジメントのあり方に示されている公共施設マネジメント基本方針に立ち戻り、早急に庁内

横断的な検討を進めるために推進組織を設置し、全庁を挙げての取り組みを進める。事務局を市長公室に設けて、かすみがうら市全体の公共施設の利用について、その案をつくっていくときを迎えているというふうに思います。

以上をもちまして、この議案につきましては、さらに継続して検討を加えていくということを求めて反対意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

議案第70号について、反対の立場から討論いたします。

この条例提案は、市内の公共施設全ての使用料単価の一括した均衡を図り、16%値下げ提案して、さらに利用者、団体の利用料免除制度を設ける条例案とのことであります。しかし、この条例案が目指す本来の取り組みは、私たちの公共施設が30年、40年とたつ老朽化に修繕など、次世代の子どもたちに大きなツケを残さぬよう、公共施設を経営的に管理、最適化しようというファシリティーマネジメントの取り組みであったのではないのでしょうか。先ほど申し上げたとおり、この実質的な提案は、霞ヶ浦地区と千代田地区の料金の均衡を図っているのみに至ったような内容でございます。

私は、これまで再三、公共施設の管理の経費をバランスシートとして検証すべきと訴えてまいりましたが、今回の提案の使用料算定には、対象経費として私たちの公共施設が建つ土地の借り上げ料などは含めないとのことであります。その土地の経費が問題外に大きい金額であるとのことで、実際の我々が施設の使用料として安価な金額であることから、収入見込みであることから、そのバランスシートの収入支出のバランスが著しく欠けてしまうからという執行部の説明であります。そのバランスを保つために、これまで使用料以外のお金をどういった必要性で私たちの税金が補填されてきたのか、その補填の効果と理由を市民に認識していただくことこそが次世代の子どもたちに大きなツケを残さぬ務めではなのではないのでしょうか。ファシリティーマネジメントの取り組みなのではないのでしょうか。

市長は、市民協働、自助・共助・公助といったポリシーを掲げるのならば、耳ざわりのいいことばかりを並べてはならないと思います。こういったご時勢だからこそ市民と一緒に地域の将来に希望を持つとともに、今回のような憂慮することも市民とともにしっかり膝を交えて憂慮することも必要なのではないのでしょうか。本来の目的を見失った当市の公共施設マネジメント管理では、地域の将来を担う子どもたちの笑顔にとっても顔向けできません。

具体的な新たな料金設定にも問題が見受けられます。一例を申し上げますと、野球場のナイター照明使用料が、隣接する土浦市の神立球場においては1時間4,320円、石岡市の柏原工業団地内の野球場では1時間5,400円という内容に比べ、当かすみがうら市は従来1時間当たり、近隣より若干安く設定していた3,997円という現行の料金を70%も下げ、何ゆえこのような1時間1,280円と著しく無用に単価を下げ、将来を担う当市の子供たちに、さらに大きなツケをふやしているとのことであります。このようにわか鉛筆をなめたような単価に下げても、利用者がさらにふえるというものではないと皆さんもお察しできることでありましょう。

また、この改定においては、市内と市外の料金設定を設けておりますが、現在の利用実態にお

きましても市内在住者の名義を用いていることが多く、実際の市内、市外の利用者を今後管理することは非常に困難な実態でもあります。

このような実情から、今回の公共施設利用の減免制度の審査も非常に困難であり、事務の負担も著しくふえ、利用者の減免適用の差別であつれきを残す懸念もこの条例提案ははらんでおります。さらに、別件申し上げますと、働く女性の家や勤労青少年ホームは、その施設の名前から推察できるとおり、特に市街化区域に住むサラリーマンなどの給与所得者が、特に納税の割合が多いことから配慮され、一部の設備を無料で利用できる公共施設であります。そのように霞ヶ浦地区においても千代田地区においても、公共施設の当初の目的と、これまでの慣例、ローカルルールを尊重して、施設ごとの利用者の平均階層を十分配慮し、公共施設用地など大きな経費への補填実態も市民の皆様にご認識いただくことが将来負担として必要な責任であります。

そのことから、この70号のような一括提案では煩雑な審議となってしまいます。公共マネジメントのポリシーと照らしながら、市内全ての各公共施設ごとに条例提案をすべきであり、段階的な使用料の改定を各施設の利用者の皆様方に合意いただいて進めるべきであります。

このようなこの70号の提案内容では、日々発する当市の新たな行政需要として、今定例会でも出ております南小学校のプール水温管理の問題や千代田地区の学校統廃合、さらには新たな東西幹線道路計画、神立駅周辺整備など、直面する課題の予算確保に影を落とします。

依然続く景気低迷や少子高齢化の進捗に当市の将来の人口と財政計画を憂慮すれば、今現在の市の全ての事業を維持していくことは大変大きな、困難な課題であります。まさしくそういった憂慮を市民の皆様にもご理解、合意をいただきながら、市民のご負担と当市の事業のバランスを管理することがこの今回の公共施設のマネジメントの運営目標であると存じます。

皆さん、公共施設を使い続ける私たちのかわいい子どもたちのために、かすみがうら市の将来に希望を持つために、これら課題へもっと真剣に向き合って考えようではありませんか。このような一括提案の煩雑な内容のまま拙速に認めて、地域の将来を担う子どもたちの笑顔に顔向けできますか。いまだ学校統廃合を慎重に取り組んでいるのでありますから、この公共施設料金も広く市民の皆様にご協働として真摯に取り組んでいただくべきであります。私は今回の70号議案のような市民と将来を担う子どもたちと地域の将来を置き去りにしたままの提案には到底賛成できません。

議員諸公、皆様のご理解、ご賛同をお願い申し上げます、私からの反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第70号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

[小座野定信議員 退席]

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第71号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第71号 かすみがうら市千代田講堂の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の討論をいたします。

従来の社会教育法にも準じた利用者に加え、市外の各種団体や営利を目的とした事業、個人などにも利用できることについては、異論はありません。しかし、使用料については、かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の規定によるとありますので、同意はできません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

私はこの議案第71号に対し反対の立場から討論いたします。

さきの委員会報告、そして、その委員会の審議におきまして私は担当課に、千代田公民館の講堂が社会教育施設という枠から外すのかということに対し、その内容を認めるところでありました。しかしながら、私はこれまで、この千代田講堂が社会教育法の第23条におきます政治的な利用に対しての制限、こういったものにしっかり照らし合わせて運用しているかということを確認しましたが、非常に実態として、政治団体で通知を発送した内容の会合などが開かれ、抵触していると私は指摘したのにもかかわらず、非常に曖昧な答弁でありました。それを今回、社会教育施設から外すという条例提案、これはすなわち今回の改定の前の利用について、その社会教育法の禁止事項に抵触しているということを確認するものであるということとさせていただきます。

今回の審議において私は、我々議員としては、日ごろの活動が議員活動なのか政治活動なのか、そして選挙活動なのか、こういったルールがありますけれども、私は当然、市の職員であれば法令遵守の立場からこれらについて明快な説明があるものと存じましたが、至って曖昧で、至って曖昧どころか理解をされていない、すなわち法令遵守に至っていないということと解釈いたしましたので、私は、今後そのようなコンプライアンスでは運用が非常に厳しいと、問題があるとい

うことを申し上げて、反対の討論とさせていただきます。

議員諸公のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第71号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第72号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第72号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第76号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

[小座野定信議員 入場]

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第77号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第77号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第78号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第78号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第79号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定について、反対の立場で討論をいたします。

総合計画は、今後10年間のかすみがうら市の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であります。基本構想は、当該自治体の目指す将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示すもので、建築や都市の開発、設計の一過程で企画、事業実施のための概念や理念、計画や事業全体のガイドラインを示すものとなっております。

私は13日の本会議で、財政計画において一般会計の財政計画、収支見込みの記載がない、作成すべきではないかとの質疑に対して公室長は、参考資料として提出すると述べましたが、いまだに提出されておられません。向こう10年間の当市の財政見通しがないということは、施策の実効性に裏づけがないと言わざるを得ません。また、施策の方向性については、余りに一般的記述である、当市が掲げている7つの課題の具体策の方向性についてただしましたが、公室長は、前期基本計画に具体化されると答弁をいたしました。

そこで、この前期基本計画について何点か問題点を指摘したいと思います。

まず、基本目標の1、自然の恵みを楽しむまちづくり、居住環境については、霞ヶ浦の水質保全対策や資源循環型社会形成などを課題に挙げていますが、霞ヶ浦の水質問題の要因は、まず1つ、海跡湖による源流と河口の水位差、2つ目に潮どめ水門による淡水化、3つ目に滞留日数の長さ、4つ目に湖岸の護岸化、5つ目に流域の開発等々、この近代化のバランスなどが主なものと思っております。

しかし、今、国交省は霞ヶ浦導水事業で水質改善を図るとしてはいますが、生態系を壊すものであり、水質は逆に悪化いたします。加えて言えば、この導水事業を推進することは、過大な県の水需要計画を後押しする結果となり、必要のない県水を押しつけられ、結果的には水道料金の値

上げに通じます。

資源循環型社会形成では、廃棄物処理について広域ごみ処理施設建設の推進とあります。しかし、一般質問で何度となく主張しておりますが、新たなごみ処理施設を建設することは税金の無駄遣いであります。ごみの減量化と資源化を市民と行政が一体となって取り組み、その上で、霞台厚生施設組合のごみ処理施設も含め新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターを改修すれば問題ないと考えます。加えて言えば、ごみの減量化、資源化の目標値も余りにも低いわけであります。ごみを資源として考えておりません。焼却先にありきで、新たなごみ処理施設建設を前提にしているから思考停止状態に陥っているのではないのでしょうか。

基本目標2の産業の振興で活力あふれるまちづくり、産業では、農林産業を当市の基幹産業と位置づけるならば、その振興策や後継者育成について財政支援が必要であります。当市独自の価格補償と所得補償を考えるべきではないのでしょうか。

基本目標の3、安全で快適に暮らせるまちづくり、都市基盤で指摘したいことは、原発事故にかかわる避難者の受け入れ支援についての記載があります。これは実行不可能で、絵に描いた餅ではないのでしょうか。福島第一原発事故の教訓から考えれば、避難計画策定よりも東海第二原発の廃炉が一番だということを指摘したいと思います。

基本目標の5、未来を担う若者を育むまちづくり、子育て若者支援については、特に公立保育所は民営化推進の方針が問題であります。保育の質をどう確保するのかの観点がありません。公的責任は新制度になっても生きていることを指摘したいと思います。さらに、平成37年の将来人口減を1,000人抑制とありますが、少子化対策が余りに貧弱ではないのでしょうか。

基本目標の6について、豊かな学びと創造のまちづくり、教育文化について、私は住民合意のない学校の統廃合には反対の立場であります。

以上、何点か私の基本的立場を述べましたが、市独自の総合計画というよりも国や県言いなりの計画になっているのではないかと考えます。今後、実施計画の段階でも意見を述べていきたいと考えています。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第81号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 議案第 8 2 号 市道路線の認定について

### ○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第82号を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

### ○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年12月13日に付託されました議案第82号の審査を行い、審査の結果、付託されました議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

### ○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（藤井裕一君）

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案第82号 市道路線の認定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第82号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 3 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

### ○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第55号を議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、一般会計決算審査特別委員会に付託をしております。これより委員長の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長 来栖丈治君。

[一般会計決算審査特別委員会委員長 来栖丈治君登壇]

**○一般会計決算審査特別委員会委員長（来栖丈治君）**

かすみがうら市議会一般会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、9月14日に付託されました議案第55号について、9月26日、同27日、同28日に市長、副市長、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第55号は起立採決により賛成者多数で認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過・概要は、委員会会議録のとおりであります。

以上で一般会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

**○議長（藤井裕一君）**

以上で委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（藤井裕一君）**

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案第55号 平成27年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

**○11番（佐藤文雄君）**

議案第55号 平成27年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成27年度の当市の一般会計は、歳入総額が193億4777万円で、歳出総額は187億3068万円となっています。市債、いわゆる市の借金ですが、205億393万円で、前年比では12億5520万円の増となっています。一方、基金残高は68億4945万、当市の人口4万2173人でありますので、これを市民1人当たりで換算しますと、借金は約49万円、貯金は約16万円ということになります。後年度交付税措置されるところとしている臨時財政対策債を差し引くと、借金は約29万円程度となりますが、いずれにしても借金が貯金よりも多いことには変わりありません。私は必要のない合併特例債事業等の一般単独事業債の活用は避けるべきだと思います。27年度は霞ヶ浦地区の小中学校の統廃合による建設費が大きな要因となっていることがわかります。

反対する第1の理由は、4市町による新たなごみ処理施設建設を強引に推進していることでもあります。当初建設費は132億円ということでしたが、震災復興特別交付税が今後5年間交付されることを前提に、ごみ処理施設のほかにマテリアル・リサイクル施設を建設するとして172億円

に膨れ上がりました。しかし、熱回収型の焼却炉の建設費は、平成22年度は全国で平均5000万円だったのが、27年度は7700万円に上がり、急激に高くなっております。加えて、霞台厚生施設組合では、敷地周辺の道路整備に5億円、造成工事や調整池整備工事、さらにはストックヤードの整備工事、中間置き場の整備工事等々、次々に事業が追加されております。実際にはどこまで膨れ上がるかわからない、こういう実態であります。私は、市民との協働でごみの減量化と資源化を図るとともに、現有施設である新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターを改修すれば問題ないと考えております。同施設を25年でお払い箱にすることは絶対に許せません。

反対する第2は、当市の基幹産業である農業、そして水産業に対して十分な施策がされていないということでもあります。加えて、観光商工の事業について、私は、住宅リフォーム助成制度は地域の業者の皆さんの仕事おこしにとって非常に効果的、経済効果が大きいというふうに主張してまいりました。27年度は千代田地区と霞ヶ浦地区との受注額がフィフティ・フィフティ、いわゆる半々になってきております。逆に言うと、霞ヶ浦地区の方にとっては、もっと予算が欲しいという業者の皆さんの声が出されています。そういう意味では、普及すれば普及するほど地元の商工業者の皆さんの大きな仕事、受注につながるのではないのでしょうか。本来であれば、補正による増額も必要だったと私は考えます。

反対する第3は、学校教育課について、霞ヶ浦地区の小学校統合にかかわって美並小学校の増改築工事、プール改築工事で重大な設計ミスを起こしたことであります。加えて問題なのは、設計委託業者に対して設計積算ミスの責任を不問にしたことであります。また、入札契約の問題で随意契約のあり方が問われました。入札不調になったかすみがうら市水族館改修等工事予定価格が2392万円について、不調となった案件に対して、再入札という本来のルールを無視して、最低制限価格を割り無効となった業者と随意契約を行ったということでもあります。このような入札契約のやり方はルール違反だと考えます。

反対する第4に、学校の問題では、就学援助の活用について全く改善が見られていないことであります。全国平均はおろか県平均を下回る認定率は問題です。加えて、審議の中でわかったことであります。一般会計には反映されていない父母負担の問題があります。子育て支援の観点から、給食費も含めた父母負担の軽減を市全体の課題として取り組むべきだと考えます。

最後に、市立さくら保育所の閉所問題について、市長が保護者の合意を無視した一方的な閉所通告を行ったことであります。審議の中で、閉所するに当たって現さくら保育所に入所している児童の受け皿、この確保が十分に担保されていないことが明らかになりました。今現在でも保護者に大変な不安と混乱を与えております。私はこのことを厳しく指摘しておきたいと思っております。

地方自治体の使命は住民の福祉の増進にあります。市民の声に真摯に耳を傾けた市政運営を求めて反対討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第55号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（藤井裕一君）**

起立多数であります。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午前11時01分

---

再 開 午前11時12分

**○議長（藤井裕一君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第 4 議案第56号ないし議案第61号**

**○議長（藤井裕一君）**

日程第4、議案第56号ないし議案第61号の6件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 小松崎 誠君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

**○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長（小松崎 誠君）**

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、9月14日に付託されました議案第56号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上6件の決算認定議案について、閉会中の9月26日に各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第56号ないし議案第60号は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。また、議案第61号は、全会一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりであります。  
以上で特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（藤井裕一君）

これより議案第56号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第56号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

当市の国保税の均等割額、人頭税とも言われておりますが、この額は医療分プラス後期高齢者支援分の合計額で3万円であります。県内でも7番目に高くなっています。政府は、国民健康保険の低所得者の多い保険者対策として平成26年度から約1700億円の財政支援を行いました。厚労省はこれについて、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果としております。平成27年度一般会計からの国保会計への繰入額は4億8549万4000円、平成26年度の5億3973万3000円と比べて大幅に減っております。平成27年度予算の歳入では、支払準備基金から繰入金1億5000万円を投入しておりますが、平成27年度決算では、基金は使わず、逆に1億5000万円を積み立て、2年間で約3億円になっています。今年度も支払準備基金からの繰入金1億5000万円を予算化しておりますが、一般会計繰入額は3億4704万円と極端に減っております。繰入金を減らさなければ国保税の引き下げができたことは明らかではないでしょうか。

均等割で子どもから保険税を取っているものは、この保険は国保しかありません。子育て支援の観点からも均等割の軽減は必要であります。現行の均等割額3万円から改定前の2万5200円に引き下げるには4,800円程度であります。これに被保険者1万2310人を掛けると約6000万円となります。平成28年度の一般会計繰入額は前年度比で1億3845万4000円減であります。1人当たり1万円に相当する額でありますから、均等割額の引き下げは十分可能であります。

私は均等割額の引き下げを要請して、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第56号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第57号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第57号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

約1600万人が加入する後期高齢者医療制度は、2008年、平成20年でありますが、自民・公明政権が社会保障費削減を狙った構造改革路線の柱の一つとして導入しました。75歳になった人が、それまで加入していた国民健康保険などから切り離され、後期という別枠の制度に囲い込まれ、負担増などが迫られる年齢差別の仕組みであります。

2年に1度、改定される保険料は、都道府県ごとで運営される後期高齢者医療広域連合で決定されております。今回2016年から17年度の改定は、制度導入後4回目ではありますが、上昇に歯どめはかかりません。高齢者の声と運動を背景に、23の広域連合は、積み立てている基金を取り崩し保険料を据え置きました。茨城の広域連合もその一つではありますが、24は引き上げました。病気になるがちで医療費がかかることが避けられない75歳以上を1つの制度にまとめ、高齢者人口がふえるたびに加入高齢者の負担割合を増加させる仕組み自体がもたらす重大な弊害であります。厚労省幹部が導入時に述べたように、医療費が上がる痛みを高齢者に直接感じてもらう制度であることがいよいよ浮き彫りになりました。

保険料を払い切れない高齢者が全国で約24万人に上り、正規の保険証を交付されないケースがふえていることは深刻であります。有効期限が短い短期保険証に切りかえられた高齢者は約2万5000人に達します。当市は44人が対象になっていますが、長い治療を必要とするお年寄りが安定的に医療にかかれぬ事態は、健康と命にかかわる大問題です。決算審査で明らかになりました

が、年金が少なく保険料を天引きできない普通徴収者の滞納繰越金額がふえ続けているため、27年度は滞納分を一気に不納欠損処理をしております。その額は205万3600円ですが、平成26年度と比べて2倍を超える結果となっています。

矛盾と問題だらけの後期高齢者医療制度は廃止し、以前の老人保険制度に戻すべきであります。以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第57号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第57号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第58号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第58号 平成27年度かすみがうら市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成27年度の下水道費分担金について、現年度分の分担金、負担金合わせたもので収納率は100%ですが、過年度分は0.7%であり、現年度と過年度分合計は結果的に12.9%、26年度の13.4%と比べ、悪化しております。加えて、霞ヶ浦地区の下水道の加入率が改善されていないことでもあります。千代田地区はほぼ100%であるのに対して霞ヶ浦地区は77.9%であります。特に加茂・牛渡流域特環の加入率は64.2%、5%アップを目指していましたが、結果的には2.4%で改善は見られませんでした。下水道の建設費に投入されたこれまでの総額は約242億円ですが、千代田地区が123億6000万円で霞ヶ浦地区が118億5000万円となっており、比率では51対49であります。一方、平成27年度決算における使用料は、滞納分も含めて、千代田地区は2億6634万円で霞ヶ浦地区は7378万円となっており、比率では78対22であります。費用対効果を考えれば、

霞ヶ浦地区における加入率の向上は依然として喫緊の課題であり、改善が求められております。

平成27年度から、下水道や農業集落排水に接続した場合に、今まで使用していた浄化槽の撤去の補助制度を設けたとしておりますが、改めて大がかりな加入促進調査と抜本的な加入への促進対策が必要だと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第58号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第58号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第59号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第59号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成27年度の農集の使用料について、過年度の収納率が前年と比べて落ち込んでいます。しかも問題は、加入率が全くと言っていいほど伸びていないことでもあります。平成26年度は77%で平成27年度は78.5%にとどまっています。千代田地区の加入戸数は23戸ですが、霞ヶ浦地区は15戸であります。ここでも地域的な差が見られますが、利子補給や無利子貸し付けなどの加入促進の手だてを早急にとるべきではないでしょうか。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第59号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第60号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第60号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

平成27年度の介護保険特別会計決算では、歳入総額が32億1636万8000円、歳出総額31億1770万6000円で、実質収支は9866万2000円であり、黒字となっております。この要因は、今給付費が当初の予算と比較して1億4798万6000円のマイナスとなっていることであります。給付費の伸び率が2.9%ですが、詳細を見ると、要介護5の認定者数が、平成26年度の197人から平成27年度は188人と9人減っております。一方、要介護4の人数は、287人から297人と10人増となっていることがわかりました。加えて、要支援者から要介護1までの合計人数を見ますと、平成26年度の573人から平成27年度は658人と85人の増であります。認定者数が前年度と比較して83人の増ですから、軽度の判定が多い結果となっていることであります。私は一般質問でも明らかにしましたが、妻が16年間、要介護5だったのに突然、理由もなく4に引き下げられたという市民の声を紹介をいたしました。公正かつ厳正な認定となっているかが問われているのではないのでしょうか。

1号被保険者数は1万1680人となりましたが、年金から天引きできない普通徴収被保険者の方は2,067人で、全体に占める割合は17.7%にもなっています。高齢者の貧困化が進んでいます。それに伴い滞納額はふえ続け、不納欠損額も年々ふえる傾向にあります。普通徴収被保険者の2割近い方が滞納しており、通常どおりの1割負担での介護保険が受けられなくなるおそれがあります。これでは収入の少ない低所得の高齢者にとっては、利用したくても利用できない介護保険制度となっているのではないのでしょうか。

保険料の引き下げと同時に、市独自の減免策や利用料の軽減策も必要ではないのでしょうか。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第60号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第60号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第61号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第61号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定であります。

本案は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案61号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

---

日程第 5 請願第 4 号ないし請願第 7 号

○議長（藤井裕一君）

日程第5、請願第4号ないし請願第7号の4件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっています請願第4号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書ないし請願第7号「霞ヶ浦南小学校プールの環境改善を求める請願書」につきましては、12月13日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その審査の結果、請願第4号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書につきましては、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次いで、請願第5号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願につきましては、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次いで、請願第6号「奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書」につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

次いで、請願第7号「霞ヶ浦南小学校プールの環境改善を求める請願書」につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第4号、請願第5号、請願第6号につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定しました。

なお、審査の経過・概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（藤井裕一君）

これより請願第4号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第4号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書について、賛成の立場で討論をいたします。

75歳になったら国保、そして健保扶養家族から追い出して差別的な医療制度に困り込む後期高

齢者医療制度に国民の大きな怒りが広がり、政府は発足当時に特例軽減措置をとらざるを得ませんでした。後期高齢者医療保険には、低所得者に対して均等割の7割、5割、2割の軽減が設けられておりますが、現行制度の施行当初から、負担が厳しいことから均等割の9割、8.5割軽減、所得割の5割軽減、被被用者の保険の被扶養者だった方の均等割9割軽減措置がとられてきました。全国で被保険者の6割近い916万人、茨城県では約20万人の方がこの特例軽減を受けております。

しかし、厚生労働省は、この特例措置を2017年度、来年度から廃止しようとしています。高齢者の暮らしは、年金の削減、消費税の増税、物価の上昇など、厳しくなる一方です。低減特例措置が廃止された場合、9割軽減の方は約3倍に、被扶養者の方は10倍になるケースも考えられます。保険料が払い切れなくなり、高齢者が医療を受けられない深刻な事態になってしまいます。茨城県後期高齢者医療広域連合は、特例措置の存続を全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて厚労大臣に求めております。同広域連合は、今後とも要望していくと答えております。

請願の趣旨にあるように、今回の保険料軽減特例の見直しは、低所得者における保険料の負担の大幅な増額につながるものであり、年金の段階的引き下げや生活必需品の値上がりなどにより後期高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることを考えあわせると、安心して医療を受けていただくためには、保険料の軽減特例を継続することが必要であると述べてあります。当議会でも国への意見書の提出は必要だと考えます。議員諸兄のご賛同をお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議がありますので、起立により採決します。

本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

これより請願第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度

の継続を求める意見書の採択を求める請願の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願について、賛成の討論を行います。

高額療養費制度は、医療機関の窓口で支払う医療費が大きく膨らんだ場合、年齢や所得などに応じて支払いの上限額に歯どめをかける仕組みです。家計への医療費自己負担が過重なものにならないようにするためであります。現在は70歳以上で月4万4400円、年収約370万円以上、住民非課税の場合を上限にしているほか、外来だけでも月1万2000円を上限とするなど、特別な措置もあります。

厚労省の上限引き上げ案は、この4万4400円を5万7600円にすることや、外来上限の全廃または2倍以上の大幅引き上げを行うという過酷なものであります。住民税非課税の以外の場合、外来上限を現在の800円から最大1万5000円にすることも盛り込んでいます。頼みの収入の年金は目減りするばかりなのに負担の激増に耐えられることはできません。加えて、75歳以上の後期高齢者の窓口負担を原則1割から2割にするとしています。高齢者の暮らしは楽になるどころか一層悪化しているのが現実です。今でも経済的理由で必要な診療に行けない高齢者も少なくありません。さらなる患者負担増は多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫することになります。

以上、高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制が起きないように、現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担の軽減を求める意見書の提出に議員諸兄のご賛同をお願いいたします。賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

これより請願第6号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終結いたします。

これより請願第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、請願第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

これより請願第7号 霞ヶ浦南小学校プールの環境改善を求める請願書の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終結いたします。

これより請願第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、請願第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

[「議長、6番」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

岡崎議員。

○6番（岡崎 勉君）

文教厚生委員会を開きたいので、暫時休憩をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時51分

---

再 開 午前11時51分

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時52分

---

再 開 午後 1時30分

[古橋智樹議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第 6 委員会発議第2号ないし委員会発議第4号

○議長（藤井裕一君）

日程第6、委員会発議第2号ないし委員会発議第4号の3件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

岡崎委員長。

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時30分

---

再 開 午後 1時31分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま文教厚生委員会委員長から委員会発議第2号及び第3号の撤回の申し出がありました。

これより委員会発議第2号及び第3号の撤回理由の説明を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

意見書案の取り下げについてご説明申し上げます。

このたび、議会の議決を得て内閣総理大臣その他関係大臣に提出を予定していました委員会発議第2号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）及び委員会発議第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書（案）の2件につきましては、本日、2件の意見書案にかかわる請願が不採択となりましたことを踏まえ、委員会発議第2号及び委員会発議第3号を取り下げさせていただきたく、ご了承いた

だきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

[古橋智樹議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

以上で説明が終わりました。

お諮りをいたします。

委員会発議第2号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）及び委員会発議第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書（案）の撤回につきましては、申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員会発議第2号及び3号の撤回につきましては、承認することに決定いたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

会議を続けます。

委員会発議第4号の意見書案につきましては、委員会提出の意見書案であります。また、文教厚生委員会委員長から質疑を省略して即決されたいとの申し出がありました。

お諮りをいたします。

本意見書案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明並びに文教厚生委員会委員長からの申し出のとおり質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより委員会発議第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号を採決いたします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員会発議第4号は可決されました。

---

日程第 7 委員会への調査付託の件

○議長（藤井裕一君）

日程第7、委員会への調査付託の件を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

文教厚生委員会の調査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成28年第1回定例会において付託されました委員会への調査付託の件について、平成28年4月27日、9月5日、11月4日、12月13日に委員会を開催し、調査をいたしました。

委員会においては、市内小中学校の今後のあり方と題し、市内小中学校の統廃合や学区の問題等について教育長及び担当部課長から説明を受けました。

9月5日の委員会において市長から、千代田中学校区の4小学校については、現行の統合先では実行が困難な状況と判断する。今後は、新たな検討をし、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画の見直しを行う。との報告がありました。

本委員会における委員会への調査付託の件につきましては、今後の小中学校適正規模化実施計画や学区の見直しについて動向を注視していくこととし、調査を終了いたします。

なお、調査の内容・経過につきましては、委員会会議録をご覧いただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

---

日程第 8 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第8、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で今期定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

**○市長（坪井 透君）**

閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12月6日の開会以来、本日に至るまで17日間にわたりまして開催されてまいりました。議員各位におかれましては、ご提案申し上げました各議案に対しまして、審議を経て、それぞれにご決定をいただきました。また、平成27年度各会計の決算等につきましても認定をいただきまして、まことにありがとうございます。今議会やさきの決算審査特別委員会の審議におきまして議員各位から頂戴いたしましたご意見、ご指摘等につきましては、今後その対応につきまして十分に留意をしながら市政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ご案内のとおり、国と地方が一体となった地方創生の取り組みが本格化をしてまいりました。特に観光インバウンド事業では、本年10月までの訪日外国人は推計2011万3000人で、年間2000万人を初めて超えた状況であります。先日は関東経済産業局の事業で外国人富裕層に広く知られていないこだわりの地域資源を有する地域として、つくば市、かすみがうら市が選定をされ、都内高級ホテルコンシェルジュや料理通人者の皆様方をお迎えをいたしました。外国人富裕層の誘客や情報宣伝など、市の観光の発展を見据えたアドバイスをいただきながら、これらを念頭に、来年もさらなる施策の充実を図ってまいります。

最後になりましたが、議員の皆様方におかれましては、この1年間、市政発展のために大変お世話になり、まことにありがとうございます。健康には十分にご留意をいただきまして、引き続きましてご活躍いただきますとともに、ご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。あわせまして、議員の皆様、市民の皆様のおかれましては、よき新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（藤井裕一君）**

それでは、これもちまして平成28年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会いたします。

慎重なるご審議をいただき、まことにありがとうございます。ご協力ありがとうございました。

閉 会 午後 1時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 櫻 井 繁 行

かすみがうら市議会議員 宮 嶋 謙